

第1 趣旨

この指針は、徳島県生活環境保全条例（平成17年徳島県条例第24号）第93条第1項の規定に基づき、知事が指定する化学物質（以下「指定化学物質」という。）を業として取り扱う者が指定化学物質を適正に管理するために講ずべき措置について定めるものとする。

指定化学物質又は指定化学物質を含有する製品を業として取り扱う者（以下「事業者」という。）は、化学物質の管理及び環境の保全に係る関係法令、条例、規則等を遵守することはもとより、この指針に留意して、指定化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況を常に把握するとともに、事業所における指定化学物質の取扱い実態等に即した方法により、指定化学物質の適正な管理を行い、併せて、その管理の状況に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

第2 対象化学物質

指定化学物質とは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質をいう。

第3 指定化学物質の適正な管理に関する事項

1 管理の体系化

（1）管理方針

事業者は、指定化学物質の適正な管理を図るための基本的な方針（以下「方針」という。）を定めること。

（2）管理計画

事業者は、指定化学物質を取り扱う事業所ごとに、（1）により定めた方針に即して、指定化学物質の適正な管理を図るために行うべき行動に係る具体的な目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画（以下「管理計画」という。）を策定すること。

（3）管理計画の実施

ア 事業者は、管理計画を確実、かつ、円滑に実施するため、指定化学物質を取扱う事業所ごとに、管理計画の実施に明確な責任を持ち、当該計画に盛り込まれた措置の実施の権限が与えられた責任者及び担当者を指名すること等により、当該事業所において管理計画が確実に実施される体制を整備すること。

イ 事業者は、指定化学物質を取り扱う事業所ごとに、管理計画を実施するために必要な指定化学物質の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業要領（以下「作業要領」という。）を策定すること。

ウ 事業者は、方針、管理計画及び作業要領を周知徹底するとともに、これらの確実、かつ、円滑な達成又は実施を確保するため、従業員等すべての関係者に対して、その内容に係る教育及び訓練を計画的、かつ、継続的に実施すること。

エ 事業者は、他の事業者から指定化学物質の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努めること。

(4) 管理の状況の評価及び方針等の見直し

事業者は、方針、管理計画及び作業要領に照らして指定化学物質の管理の状況について評価を行うための手順及び体制を確立するとともに、当該評価の結果を方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努めること。

2 指定化学物質の適正管理のための情報の収集、整理等

(1) 取扱状況の把握

事業者は、指定化学物質の製造量、使用量、貯蔵・保管量等並びに指定化学物質を取り扱う施設及び設備の設置、運転等の状況を把握すること。

(2) 取扱量の把握

事業者は、取り扱っている指定化学物質について、その入手量を管理し、取扱量を把握すること。なお、指定化学物質の取扱量は、次に定めるところにより算出すること。

ア 「取扱量」は、「使用量」及び「製造量」の合計とし、「取扱量」及び「使用量」は、指定化学物質の質量に換算した量とする。

イ 「使用量」とは、事業所において事業活動に伴い使用した量（入荷した指定化学物質を自らは使用しないが、卸売り、小売り等をするために、事業所内で貯蔵所、容器等に移し替える量も含む。）をいう。「使用量」は、「当該年度期首在庫量」に「当該年度の購入量」を加算し、「当該年度期末在庫量」を差し引いて求める。

ウ 「製造量」とは、当該年度に事業所において製造した量（副生成物も含む。）をいう。

(3) 性状等の把握

事業者は、取り扱っている指定化学物質について、安全データシート（SDS）に基づき、指定化学物質の性状及び取扱いに関する情報を把握すること。

(4) 適正管理に関する情報の収集

事業者は、利用可能な文献等を活用することにより、指定化学物質の適正管理に関する情報の収集に努めるとともに、SDSへの反映や施設管理の適正化等への利用を図ること。

3 管理対策の実施

事業者は、2により把握し、又は収集した情報に基づいて、取り扱う指定化学物質について、その有害性、物理的・化学的性状、排出状況、排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、次に定める管理対策の実施に取り組むこと。

(1) 設備点検等の実施

事業者は、指定化学物質を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、指定化学物質を取り扱う施設及び設備の破損、腐食等による指定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずること。

(2) 環境への排出抑制

事業者は、指定化学物質の取扱量の削減、排出防止管理施設の設置、より環境への負荷の少ない代替物質の導入等、指定化学物質の大気、公共用水域等の環境への排出の抑制に努めること。

(3) 回収及び再利用

事業者は、指定化学物質を可能な限り有効に用いるため、回収率の向上、再利用の徹底等を図るとともに、屋外において指定化学物質を使用する場合のような指定化学物質の回収等が難しい使用については、使用量の管理の徹底等を図ること。

(4) 廃棄物の適正管理

事業者は、指定化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの間は、適正に保管すること。また、当該廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必要な情報を委託業者に提供すること。

第4 指定化学物質の取扱いに関する県民の理解の増進に関する事項

1 体制の整備

事業者は、指定化学物質の管理活動に対する県民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確化する等、その体制を整備すること。

2 情報の提供等

事業者は、指定化学物質の排出状況、事業活動の内容、指定化学物質の事業所内における管理の状況等に関して、報告書の作成及び配布、ホームページへの掲載、説明会の実施等によりリスクコミュニケーションを推進し、県民の理解の増進を図ること。

3 県民の理解を増進するための人材の育成

事業者は、指定化学物質の県民の理解増進を円滑に行うため、従業員等に必要な教育及び訓練を実施することにより、人材の育成を行うこと。

第5 災害、事故、過失等による漏えい等の防止に関する事項

1 未然防止対策

事業者は、災害、事故、過失等により、指定化学物質の製造、使用、貯蔵等に供する施設からの指定化学物質の漏えい等による環境汚染の未然防止を図るため、漏えい等の発生及び拡大の防止に配慮した施設構造を採用する等、可能な限りの対策を講じること。

2 対応マニュアルの整備

事業者は、指定化学物質を取り扱う事業所ごとに、災害、事故、過失等による指定化学物質に係る環境汚染の拡大を防止するため、次に掲げる事項を含めたマニュアルを整備すること。

- (1) 災害等発生時の事業所内における指揮命令系統及び連絡体制
- (2) 災害等発生時の関係機関及び近隣の居住者への連絡体制
- (3) 災害等発生時の応急措置及び汚染拡大防止策の実施方法

3 災害等発生時の対応

事業者は、災害、事故、過失等により指定化学物質の漏えい等が発生した場合は、作業上の安全に配慮した上で、漏えいの抑制及び環境中での拡散を防止するための必要な措置を講ずること。

第6 ISO14001による環境管理システム等との関係

事業者は、ISO14001による環境管理システム等を既に運用している場合には、第1から第5までに定める措置のうち、当該環境管理システム等により既に定め、実施している措置は、この指針に基づき実施する措置とすることができる。